

令和5年度第4回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る 検討委員会議事録【要約記録】

日 時：令和5年10月6日（金）14：00～15：50

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2階リハビリ室

出席者：以下のとおり（敬称略）

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	金子 浩治	出席	委員	朝倉 喜章	出席
副委員長	市川 博康	出席	委員	土谷 美穂	出席
委員	桑澤 清元	出席	委員	三島 照子	出席
委員	杉本 洋子	出席	委員	高橋 典只	欠席
委員	福江 彰	出席	委員	椿 晃	出席

事 務 局	所 属 氏 名	所 属 氏 名
	保健福祉部長 宮野 透	保健福祉部障がい福祉課主任 林 富士子
	保健福祉部障がい福祉課長 高井 実生子	保健福祉部障がい福祉課主事 武田 奏
	保健福祉部障がい福祉課主査 角田 誠二	

傍聴者：3名

会議次第

1. 開会
2. 議事
3. 委員による協議
4. その他
5. 閉会

1. 開会

【事務局：高井】

これより令和5年度第4回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を開催します。会議は、障がいのある人にも分かりやすい言い方や言葉を使うよう心がけながら進めていきます。聴覚障がいの方の情報保障のため、石狩市の手話通訳者が通訳を行いますのでよろしくお願いいたします。また、福江委員のサポートとして、社会福祉法人はるにれの里の野田様が同席しておりますことを申し添えます。そして、本日は高橋委員がご都合により、欠席となっておりますことをご報告いたします。それでは議事に入りますので、以降の進行を金子委員長にお願いします。

2. 議事

【金子委員長】

皆さんこんにちは。いよいよ検討委員会も大詰めに近づいて参りました。次回11月に開催される検討委員会では石狩市へ提言書を提出することになりますが、本日はその提言書の内容や条例案について一つ一つ結論を出していくなど重要な会議となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議ですが、最大で16時を目処に終了したいと思いますので、円滑な審議にご協力をお願いします。それでは次第の「2. 議事」ということで、協議事項の条例・方針書の内容の検討について、事務局からお話しをお願いします。

【事務局：角田】

事務局の角田です。本日もよろしくお願いいたします。

まずは、今日の検討委員会の前に、皆さんにメールなどで条例案や提言書の案などの内容を事前にご確認いただきまして、ありがとうございました。皆さんに確認をいただいた結果をもとに、今日の会議を進めていきたいと思えます。

それでは今日の協議についてお話しいたします。まずは、お手元にあります資料1の条例案と、資料2の提言書の内容について、それぞれの最終確認を行っていき、資料3では条例の名前を決めていくこととなりますので、どのように名前を決めていくのかなど、後ほど話し合ってくださいと思います。そして資料4では、方針書の内容について話し合うこととなります。方針書の内容を話し合うのは初めてですので、話し合いの進め方など後ほど説明させていただきます。今お話しした方針書の話合いもあるのですが、まずは条例案や提言書の内容を完成させ、そして条例の名前を決めていきたいと思えますので、本日の検討委員会もよろしくお願いいたします。以上で、議事、《協議事項》条例・方針書の内容の検討についてのお話を終わります。

【金子委員長】

ありがとうございました。なお、この会議は、議事録作成のために録音をしておりますので、私に名前を呼ばれてからお話しするようお願いいたします。

ここまで何か質問などありますでしょうか。

《質問等なし》

それでは次に進みたいと思います。

3. 委員による協議

【金子委員長】

次は次第の「3. 委員による協議」に入りたいと思います。協議の途中で10分の休憩をはさみながら進めていきたいと思います。まずは、資料1の協議について、事務局より説明をお願いします。

【事務局：角田】

それでは資料1の「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）のたたき台【条例案の最終確認について】」お話しします。最初に1ページ目の「はじめに」から読みますので聞いてください。

《資料1：石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）のたたき台【条例案の最終確認について】》

『今回は条例案について、皆さんと最後の確認をしていきます。次のページから書かれている条例案の内容は、メールなどで事前に確認をいただいた内容となり、その時は特にご意見などはありませんでしたが、もう一度、検討委員会としての最終確認を行い、改めて法制担当者に条文全体の審査をしてもらうこととなります。また、事前確認では色々な修正部分がかかれていましたが、今回の最終確認では、言葉や文字などの細かい修正部分は抜かし、大きく修正した部分だけを説明していきたいと思います』

以上が1ページ目に書かれている内容となります。

それでは次のページに進みます。それぞれの条文の内容については、事前に皆さんに確認をいただいているので、先ほども説明したとおり、大きく修正された部分を読んでいき、それぞれの条文の「最終確認」としていきたいと思います。

2ページ目の「前文」については、特に大きな修正はありません。

3ページ目の「目的：第1条」ですが、ここでは、「普及させ利用しやすい環境を」という文を「広めて利用しやすくする環境を」という文に修正しました。また、法制担当者より「条例の目的として、基本理念を定めることが書かれる必要があるのでは」という意見をいただき、先ほど言った「広めて利用しやすくする環境を」という文のあとに「つくるための基本理念を定める」という目的となる文を付け加えました。

4 ページ目の「定義：第2条」ですが、(4)の「市民」の部分で、法制担当者より「市内に居住する者、通勤する者又は通学する者」という「する者」という言葉が続いているので、ここを「市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者」にするのがよいのではないかと、意見をいただき、修正したところです。

5 ページ目の「基本理念：第3条」ですが、法制担当者より、「基本理念には、目的を達成するためにどんなことをしたらよいか、ということが書かれていることが多い」という意見をいただき、条文の最初に「障がいのある、ないによって分け隔てられることのない共生社会の実現は、次の事項を基本理念として行います。」という目的を達成するための文を付け加えました。また、これまでに書かれていた文というのは「目的を達成するためにどんなことをしていくのか」という具体的な方法となりますので、先ほど付け加えた文の、次につながる文としてそのまま使った形としました。

6 ページ目の「市の責務：第4条」では、コミュニケーション手段を広め利用しやすい環境づくりが必要ではないかと、法制担当者から意見をいただき、「コミュニケーション手段の利用を促進するために」という文を、「コミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境をつくるために」に修正しました。

7 ページ目の「市民の役割：第5条」ですが、こちらは先ほどの「市の責務：第4条」と同じく、「コミュニケーション手段の利用を促進するため」という文を「コミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境をつくるために」に修正しました。

8 ページ目「事業者の役割：第6条」ですが、こちらも「市の責務：第4条」と同じく、「コミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境をつくるために」に修正しました。

9 ページ目の「施策の推進方針：第7条」では、手話の方針書の形（構成）を参考にして、「2 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとします。」という文を追加したことや、それぞれの施策の文の「施策」という部分を「事項」という言葉に変えました。また、皆さんで考えてきた4つの施策（事項）のほかにも色々な対応ができるようにするため、5つ目として「(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項」という文を追加しました。

10 ページ目の「財政上の措置：第8条」ですが、こちらも「市の責務：第4条」と同じく、「コミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境をつくるために」に修正しました。

最後の11 ページ目の「委任：第9条」については、修正はありません。

以上が、条例案の修正部分となり、各条文の最終案となります。

【金子委員長】

今事務局より修正部分の説明と、条文の最終案とする、というお話がありましたが、皆さんよろしいでしょうか。

（意見等なし）

それでは、今後、法制担当者に条文全体の審査を改めてしていただくこととなりますが、昨年か
ら皆さんで検討を重ねていき、そして今、条例案を完成することができました。ここまでの皆さん
のご協力に感謝いたします。ありがとうございました。

以上で資料1の協議を終わります。

《資料2：提言書の最終確認について》

【金子委員長】

次に、資料2の「提言書の最終確認について」の協議に入りたいと思います。まずは、事務局よ
り説明をお願いします。

【事務局：角田】

それでは、資料2の「提言書の最終確認について」お話しします。

最初に1ページ目に書かれていることを読みますので聞いてください。

『はじめに、前回、お見せした提言書の案について、皆さんから色々な意見をいただき、それら
の意見を参考にしながら事務局でもう一度提言書の内容をつくり直しました。委員の皆さんに
は事前にメールなどで確認をしていただき意見等はありませんでしたが、今回改めて、最終案
としての内容を次のページから確認をしていただきたいと思います。』

次に、同じく1ページ目に書かれている「今回の修正について」をお読みします。

『前回の検討委員会では、「一つ一つの修正が書かれるのではなく、条例はこういう考えでつく
りました、ということが書かれた形がよいのではないか。」というご意見をいただき、事務局で
もう一度考え直したところ、皆さんの意見によってつくられた「4つの施策」というのが、こ
れから条例ができた時に一番大切な部分になると事務局では考え、この施策の部分を提言とし
て書き、その提言とする理由を解説していく、という形に修正いたしました。』

以上が1ページ目に書かれている内容となります。

それでは2ページからの「提言書の案」の内容に入ります。こちらの内容については事前に確認
をいただいていますので、大きく修正した部分についてお話しし、提言書の最終確認としたいと
思います。大きく修正した部分は2つあり、一つは「1 はじめに」の内容について、条例案を
つくっていく時に、検討委員会ではどんなことを心がけたり気を付けながらつくってきたのか、
ということが書かれた内容の文を付け加えました。そしてもう一つの大きな修正は、先ほどもお
話ししましたが、条例案を検討した時の修正部分を一つ一つ書いていくのではなく、皆さんでつ
くりました「4つの施策」を提言として書き、それぞれの提言について解説していく、という形
にしました。

ご確認いただいたこの内容を提言書の最終案にしたいと思いますので、よろしくお願ひいたしま
す。

【金子委員長】

今事務局より提言書について説明がありましたが、こちらの内容を最終案にしたいと思いますが皆さんよろしいでしょうか。

《意見等なし》

それでは、提言書の最終案として決まりましたので、こちらの内容を市に提言したいと思います。以上で資料2の協議を終わります。

《資料3：「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）」の名前について【最終決定】》

【金子委員長】

次に、資料3の『「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）」の名前について【最終決定】』の協議に入りたいと思います。まずは、事務局より説明をお願いします。

【事務局：角田】

それでは資料3の『「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）」の名前について【最終決定】』ということでお話しします。

最初に1ページ目に書かれていることを読みますので聞いてください。

『前回の検討委員会では、条例の名前について色々な意見が出され、その意見をまとめたものをメールなどで皆さんに事前確認をしていただきましたが、今回は名前を決めていきたいと思えます。事前に確認いただいた名前を次のページに書いていますので、どのように決めていくのかも合わせて、皆さんで決めていただければと思います。』

以上が1ページ目の《はじめに》となります。続けて2ページ目と3ページ目をお読みします。

『【皆さんから出された条例の名前について】

下に書かれているのが、事前に確認いただいた名前となります。

- ① 石狩市情報・コミュニケーション条例
- ② 石狩市コミュニケーション条例
- ③ 石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例
- ④ 石狩市みんなの情報・コミュニケーション条例
- ⑤ 石狩市こころをつなぐコミュニケーション条例』

『【参考：他の市の条例の名前について】

- (1)北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例《北海道》
- (2)札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例
《札幌市》
- (3)小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例《小樽市》

(4)草加市障がいのある人のコミュニケーション条例《埼玉県草加市》

(5)呉市情報コミュニケーション条例《広島県呉市》

(6)坂出市障がいのある人の情報保障およびコミュニケーション手段の利用促進に関する条例《香川県坂出市》

(7)鶴ヶ島市とともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例《埼玉県鶴ヶ島市》

以上が資料3の内容となります。皆さんの協議により、条例の名前を決めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【金子委員長】

事務局よりお話がありましたが、今日で条例の名前を決めていくこととなります。昨年から議論を重ねていき、それぞれの想いを持って条例案が作り上げられ、そして、候補として出された5つの名前もそれぞれの想いから出されたものだと思います。そこで、まずは決め方を考えていく前に、皆さんに条例やその名前にした想いなどをもう一度お話しただいてから、名前を決めていくことにしたいと思いますがいかがでしょうか。

《意見等なし》

それでは、最初に市川副委員長よりお話しいただき、次は朝倉委員、土谷委員、という順番でお話しいただきたいと思います。

【市川副委員長】

それぞれの立場での考え方や想いがある出された名前の候補なので、どれに決めるか、ということとはとても難しい部分があります。これまでの話し合いの中では、「障がい者」と書いていた方が条例の目的がわかりやすく、市民全体に広がりやすいのではないかという意見もあり、一方では、「障がい者」と入れることで障がいのある人だけが関係する条例と思われ、それ以外の人はあまり見てくれないのではないか、というそれぞれの意見もあり、どう考えていけばよいかとても悩んでしまいます。結論を言いますと、私は「石狩市情報・コミュニケーション条例」でいいのではないかと思います。そう思うのですが、皆さんの話を聞いて色々と考え直すこともあるかもしれません。

【朝倉委員】

せっかく石狩市で障がい者のための条例がつくれますので、「障がい者」という言葉をつけて、一目でどんな条例なのかがわかる「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」がよいと思いました。

【土谷委員】

サークルの中では、「障がい者」と書かれていると、障がい者だけのものというイメージとなってしまうのではないかという意見があり、「石狩市みんなの情報コミュニケーション条例」がよいと思います。

【杉本委員】

「障がい者」と入れるとその範囲のものとしか思われないうい、市民のための条例というイメージにしていくためにもシンプルな「石狩市情報・コミュニケーション条例」がよいのではないかと思います。また、この意見は、協会の役員で決めたことでもあります。

【三島委員】

この検討委員会は、障がい者やその支援団体で考えてきたものなので、それらがきちんと使えなければやっていけないと思ひ、私は「障がい者」が入っている「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」がよいと思ひます。

【桑澤委員】

私たちのように障がいのある人にとって、名前に「障がい」を付けてくれた方がよいと思ひ、「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」でお願いしたいと思ひます。そして、この条例を広めていく時に「障がい」という名前を全面的に出しながら広めていった方がやりやすいのではないかと思ひました。また、条例の名前を忘れないように、省略した簡単な名前みたいなものを考えていくのもよいのではないかと思ひました。

【椿委員】

個人的には「障がい者」を入れるよりも、心をつなげるような言葉や表現を入れることが大事だと思ひましたので、「石狩市こころをつなぐコミュニケーション条例」が個人的にはよいのではないかと思ひています。ですが、最終的には皆さんの意見を反映させた名前になればと思ひています。

【福江委員】

私は「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」がよいと思ひます。

【金子委員長】

皆さんありがとうございました。それぞれの想ひなどお話しいただきましたが、ここから名前を一つに絞らなければなりません。そこで、名前の決め方についてですが、どのように決めていくのかご意見を願ひします。

【三島委員】

市川副委員長は、先ほど皆さんの意見を聞いて考え直すことがあるかもしれない、とお話しされていましたが、今はどのように考えておりますか。

【市川副委員長】

とても悩みますね。土谷委員のサークル内で話し合った中での「みんなの」という言葉を入れる想ひ、そして、杉本委員の協会で話し合った「障がい者」を入れないことの想ひなど、皆さんの意見がそれぞれよくわかります。最終的には、条例ができることによって、障がいのある、ないにかかわらず、みんなが「住んでよかった」「いいまちだね」と思えるものになればよいと思ひるので、そうなると「みんなの」という言葉を入れるのがよいのかなと思ひたところですよ。椿委員の

「こころ」という言葉を入れる想いにも感銘を受けましたし、広く全体を表すことも考えて、今の私の意見としては「石狩市みんなの情報・コミュニケーション条例」がよいのではないかと考えています。

【三島委員】

私は「みんなの」を付けると条例の目的がわかりにくくなるのではないかと考えるんですよね。やはり「障がい者」という言葉を入れることで「そのための条例なんだ」というみんなが納得できる条例になると思うのですがいかがでしょうか。

【市川副委員長】

三島委員の意見もとてもわかるのですが、ただ、障がいのある人以外は関係ないと思われるのではないかという思いもありますので、やはり私は「みんなの」でよいのではないかと考えています。

【三島委員】

手話の条例ができて10年になりますよね。その条例ができた時に「わかりやすい条例だな」と思いました。やはりこれは「手話」という名前があることで目的がわかりやすく、小学生から手話を学ぶことや毎年フェスタなどのイベントも行い、皆さんに広がっているのだと思います。今検討してきた条例の名前が「みんなの」という言葉だけになると、何を目的としているのかがわかりづらいものになってしまうのではないかと考えたところです。ですから、障がいのある人たちに関連する条例であるということを、はっきりとわかりやすくした方がよいのではないかと考えていました。

【桑澤委員】

障がいのある人にとってこういうことが大変なんです、ということ、条例を見てわかってもらえることが大事なのかなと思っています。そういう意味では、「障がい」という言葉を名前に出して、色んな人達に気付いてもらえるようにした方がよいのではないかと考えていました。

【朝倉委員】

皆さんそれぞれに名前への思い入れがあり、これまでも色々とお話しいただいたのですが、もしも自分の意見がもう決まっているのであれば、ここは多数決で決めるしかないのかなと思いました。

【金子委員長】

今、朝倉委員より最終的な決め方について多数決という意見がありましたが、その前に他に何か一言ある方はおりませんか。

【福江委員】

「みんなの」と「障がい者」を合わせて「石狩市みんなと障がい者の情報・コミュニケーション条例」もよいのではないかと考えていました。

【金子委員長】

福江委員より新たな名前として「石狩市みんなと障がい者の情報・コミュニケーション条例」という意見をいただきました。こちら名前の候補として追加したいと思いますが、皆さん宜しいでしょうか。

（委員全員、異議なし）

それでは、新たな名前の候補として追加いたします。そしてもう一つ、決め方についてですが、多数決で決めることについて皆さんいかがでしょうか。

（委員全員、異議なし）

では、改めて事務局より候補としてあげられた条例の名前を読み上げてもらいたいと思います。

【事務局：角田】

事務局より、候補としてあげられた条例の名前を読み上げます。

- ① 石狩市情報・コミュニケーション条例
- ② 石狩市コミュニケーション条例
- ③ 石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例
- ④ 石狩市みんなの情報・コミュニケーション条例
- ⑤ 石狩市ところをつなぐコミュニケーション条例
- ⑥ 石狩市みんなと障がい者の情報・コミュニケーション条例

以上の6つとなります。

【金子委員長】

それでは、この中から多数決で決めていきたいと思います。また、先ほどそれぞれからお話しいただいた意見ではなく、これまでの皆さんのお話を聞いて、今現在の気持ちで決めていただければと思います。私の方で1番から順番に言っていくので、よいと思う名前に三色カードの丸のカードをあげてください。

～多数決の結果～

① 石狩市情報・コミュニケーション条例	⇒ 1名が賛成
② 石狩市コミュニケーション条例	⇒ なし
③ 石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例	⇒ 4名が賛成
④ 石狩市みんなの情報・コミュニケーション条例	⇒ 1名が賛成
⑤ 石狩市ところをつなぐコミュニケーション条例	⇒ なし
⑥ 石狩市みんなと障がい者の情報・コミュニケーション条例	⇒ 2名が賛成

【金子委員長】

多数決の結果、賛成が一番多かった3番目の「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」を正式な名称と決定したいと思います。

《委員全員、丸の賛成カードをあげる》

皆さん、ご審議ありがとうございました。

それではここで10分間の休憩を取りたいと思います。

《資料4：石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）の方針書の案について》

【金子委員長】

時間となりましたので会議を再開いたします。先ほど条例の名前が決まりましたが、今後はパブリックコメントで、条例の名前や内容などを市民の皆さんに確認していただくことになります。では次に、「資料4の石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）の方針書の案について」の協議に入りたいと思います。まずは、事務局よりお願いします。

【事務局：角田】

それでは、資料4の「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）の方針書の案について」お話しします。先ほど条例案の最終確認が終わりましたが、これからは「方針書」についても話し合うこととなります。それでは1ページ目の《はじめに》をお読みしますので聞いてください。

『はじめに、先ほど条例案が完成しましたが、これからは「方針書」についても話し合うこととなります。「方針書」は来年の3月に開催される石狩市議会で、条例が可決された、決まった後に市民の皆さんに公表されるものとなります。そこで、条例が決まった後に、すぐに「方針書」も公表ができるよう、今回の検討委員会から、事務局で考えました「方針書の案」について皆さんに内容の確認をしていただきたいと思います。また、方針書の内容というのは、委員の皆さんで意見を出し合って決めた「施策の推進方針」を、市が具体的にどのように行っていくのかが書かれているものとなり、その「具体的にやっていくこと」というのは、委員の皆さんからいただいた意見を参考にしてつくっております。会議の回数も残り少なくなってきましたが、メールなどで確認していく方法も含めて考えていければと思いますので、よろしくお願いいたします。』

以上が、1ページ目に書かれている内容となります。次の2ページ目と3ページ目に進みたいと思います。ここでは「方針書」を確認していく流れの案について書かれていますので聞いてください。

『《「方針書」の内容を確認していく流れについて（案）》

①令和5年10月6日【本日の検討委員会】では「方針書の案」について、1回目の確認を行います。

②令和5年11月10日【第5回検討委員会】では「方針書の案」について、2回目の確認を行う予定です。また、次の検討委員会まで期間がありますので、この間に、メールなどで皆さんと確認をしていきたいと思えます。

③令和6年1月下旬【第6回検討委員会】では「方針書の案」について、3回目（最後）の確認を行い、すべての内容の確認を終わらせる予定です。

④令和6年3月下旬に、石狩市議会に条例案が提出されます。

その後、条例が可決した、決まった場合は、

⑤「方針書」の内容を事務局で確定し、令和6年4月1日から条例と一緒に、市が条例を推進していくための基本的な指針（目標）として、スタートする予定です。

もしも、条例が可決した、決まった後も、まだ「方針書の案」について確認が必要な場合は、事務局からの提案としてですが、検討委員の任期が令和6年5月31日までですので、それまでに何回か検討委員会を開催し、「方針書の案」について確認をしていく、ということも考えられます。

そこで、事務局では、今後の流れを先に決めておくことで、これからの確認作業がしやすくなるのではないかと思います、いくつかの流れの案を考えましたので、ここで皆さんに決めていただければと思っています。

事務局が考えた今後の流れの案について

1. 予定どおり、メールなどの確認も行いながら、今年度、令和5年度内に方針書の内容の確認を終わらせる。
2. 委員の任期となる令和6年5月31日まで確認をしていくことにする。
3. 今年度、令和5年度内に方針書の確認が終わるように進めていくが、終らなかった場合は、令和6年度の5月31日まで確認をしていく。

この3つの中から、まずは今後の流れを決めていきたいと思えます。』

以上が、2ページ目と3ページ目の内容となりますが、今お話ししました今後の流れについて、まずは皆さんと確認をしていきたいと思っております。

【金子委員長】

今、事務局より「今後の流れについて」決めていきたいというお話がありましたが、まずはこれまでの説明で、何か質問などはありますでしょうか。

（質問等なし）

それでは、今後の流れについて決めていきたいと思えます。先ほどの説明の中で、3つの流れがありました、私の方で1番目から3番目まで読んでいきますので、この案がよいと思ったところで丸い賛成のカードをあげてください。

～確認の結果～

⇒委員全員が、「3. 今年度、令和5年度内に方針書の確認が終わるように進めていくが、終わらなかった場合は、令和6年度の5月31日まで確認をしていく。」に丸い賛成のカードをあげる。

今結果が出ましたが、今後の流れについては3番目のとおりに進めていきたいと思います。

では引き続き、事務局より説明をお願いします。

【事務局：角田】

次に、事務局で考えました「方針書の案」について、4ページからの内容を一度すべてお読みしますので、そのあとに一つ一つの施策、事項などについて確認をしていければと思います。また、条例の名前が先ほど決まりましたので、決まった名前を使ってお読みします。それでは聞いてください。

『《方針書の案》』

石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例に規定する施策を推進するための方針
令和6年〇月〇日制定

障がいのある人が、日常生活を送ることや社会参加がしやすくなるように、情報を伝え、受け取りやすい環境を整え、障がいのある、ないにかかわらずお互いにコミュニケーションがとりやすい地域になることを目指し、石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例第7条第2項の各号に規定する事項を以下のとおり推進します。』

今お読みした文は、「方針書」の最初に書かれる文の案となります。次からは、条例に書かれている「施策の推進方針（第7条）」の4つの施策、事項について、それぞれ具体的にどんなことをやっていくのかが書かれていますのでお聞きください。

『1 障がいのある人がわかる方法による情報の伝えかたや受け取りかたの理解を広めていくことに関する事項（条例第7条第2項第1号）』

（1）施策の基本的方向

障がいのある人とコミュニケーションを取るためには、その人のわかる方法で情報を伝え、受け取ることが必要であり、そのためにはコミュニケーション手段を学ぶことや、学ぶための環境をつくっていくことが必要です。

市は、市内で活動するコミュニケーション支援者などと連携をし、コミュニケーション手段への理解を広め、学べる環境づくりに努めていきます。

（2）推進する施策

ア 市は、市民や事業者などに対し、様々なコミュニケーション手段があることを認識してもらうため、ガイドブックの作成や市のホームページの活用などを通じて、広く周知を行います。

イ 市は、市内関係機関と連携を図り、幼いころからコミュニケーション手段を学ぶ機会を創出するとともに、障がいのある人とふれあう機会を設けるなど、障がいへの理解を広める取り組みを行います。

ウ 市は、石狩市役所の職員や、公的機関、事業者に対し、コミュニケーション手段を学び障がいへの理解を深めるための研修を実施していきます。

2 コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段の活用に関する事項 (条例第7条第2項第2号)

(1) 施策の基本的方向

障がいのある人は、コミュニケーション支援者による支援とコミュニケーション手段を活用することで、自分の気持ちを正確に伝え円滑なコミュニケーションを行うことができるものと考えます。

市は、コミュニケーション支援者の必要性やコミュニケーション手段の重要性を認識し、コミュニケーション支援者の支援体制を充実させることや、コミュニケーション手段の活用を広めていくことに努めていきます。

(2) 推進する施策

ア 市は、市内で活動するコミュニケーション支援者が継続的に活動できるよう、人材の育成や技術の向上に関する支援について、その方策を検討していきます。

イ 市は、市民や事業者などに対し、コミュニケーション手段の活用方法を広めていき、障がいのある人がコミュニケーションをしやすい環境にしていくため、その方策を検討していきます。

3 市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくことに関する事項(条例第7条第2項第3号)

(1) 施策の基本的方向

障がいのある人が、外出先やお店などで情報を伝え受け取ることに困難を感じることはないよう、障がいのある人への合理的配慮を理解し、行っていくことが必要です。

市は、障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で、社会的障壁などにより生活がしづらく思うことがないよう、合理的配慮の必要性やその理解を広めていくことに努めていきます。

(2) 推進する施策

ア 市は、市民や事業者などに対し、障がいのある人への合理的配慮を学ぶ機会や、理解を深める機会をつくります。

イ 市は、事業者が障がいへの理解や合理的配慮に向けた環境づくりに取り組むことができるよう、その取り組みへの支援の方策を検討していきます。

4 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項（条例第7条第2項第4号）

（1）施策の基本的方向

障がいのある人が、コミュニケーションをとりにくいことで自分の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないよう、どんな場面においても、その人のわかる方法で情報を伝え受け取ることができる環境にしていくことが必要です。

市は、障がいのある人が地域で安心した生活が送れるよう、コミュニケーション手段の活用を広げていき、障がいのある人が情報を伝え受け取りやすい環境づくりに努めていきます。

（2）推進する施策

ア 市は、市が主催する会議やイベントなどにおいて、障がいのある人が参加しやすい会場設営をすることや、配布資料等にするびをつけ、又は音声化すること及び ICT（情報通信技術）機器などのコミュニケーション手段を活用し、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりを進めていきます。

イ 市は、市民や事業者などと共に、障がいのある人のわかる方法による表現や、るびつきの書類を作成するなどのコミュニケーション手段の活用を推進し、障がいのある人が情報を伝え、受け取りやすい環境づくりを進めていきます。

ウ 市は、関係機関と連携し、災害時や緊急時に提供される情報について、障がいのある人がわかる表現を使い、避難行動を取りやすい環境づくりを進めていきます。

エ 市は、障がいのある人が情報を受け取り、利用しやすい環境となっているかについて検証し、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとします。

5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（条例第7条第2項第5号）

市長は、1から4までに定めるもののほか、必要な施策を推進するものとします。』

以上が、資料4の「方針書の案」の内容となります。

【金子委員長】

それでは、ここからは「方針書の案」の内容について確認をしていきたいと思います。最初の4ページ目に書かれている「方針書の最初に書かれる文」から、施策事項の一つ一つについて内容を確認していきたいと思います。4ページの「方針書の最初に書かれる文」についてですが、もう一度事務局で読んでもらい確認をしていきたいと思います。

～事務局の角田が4ページの「方針書の最初に書かれる文」を、もう一度読む～

【金子委員長】

今読み上げました4ページについて、内容や文章、言葉などで何かご意見ありますでしょうか。

【三島委員】

「コミュニケーションがとりやすい地域になることを目指し」という文の中の「地域」という部分ですが、これは「市」を指すのかなど、どういう事なのかなと思いました。

【事務局：角田】

「地域」という言葉ですが、こちらは「身近なところ」という意味で使ったところです。何かよい言葉や表現があればご意見をいただければと思います。

【朝倉委員】

この条例は石狩市全体に及ぶ事なので、「地域」というのを「石狩市」にしてはどうかと思いました。

【金子委員長】

他にご意見などありますでしょうか。市川副委員長はいかがでしょう。

【市川副委員長】

身近な意味で「地域」もよいと思いますし、広く考えて「石狩市」というのもよいですね。この表現については、市の法制担当者に確認してみるのはいかがでしょうか。

【金子委員長】

法制担当者に確認をしてみても、という意見がありました。他はいかがでしょう。

《意見等なし》

【金子委員長】

それでは、この「地域」の部分について法制担当者に意見を聞いていただき、その結果からどうという言葉にするかを次回整理していきたいと思います。皆さん宜しいでしょうか。

《異議なし》

【金子委員長】

ではこれで4ページの「方針書の最初に書かれる文」の内容の協議を終わります。

次に、5ページの「障がいのある人がわかる方法による情報の伝えかたや受け取りかたの理解を広めていくことに関する事項」の内容について確認をしていきたいと思います。こちらについても、もう一度事務局で読んでもらい確認をしていきたいと思います。

～事務局の角田が5ページの「障がいのある人がわかる方法による情報の伝えかたや受け取りかたの理解を広めていくことに関する事項」の内容を、もう一度読む～

【金子委員長】

今読み上げました5ページについて、これまでに皆さんで協議されたことや出された意見などが盛り込まれているかと思いますが、こちらの内容についてはいかがでしょうか。まずは「(1) 施策の基本的方向」についてはいかがでしょうか。

《意見等なし》

では次の「(2) 推進する施策」の内容はいかがでしょうか。

【市川副委員長】

今のお話から少し話がそれてしまい申し訳ないのですが、既につくられております手話の方針書がありますが、私自身が一番気になっているのは、今後、条例や施策、方針などが決まっていく中で、具体的にどんなことをやっていくのかというロードマップの様なものを、いつ、誰がつくっていき、実行していくのか、そしてその内容をどこの段階で誰が評価や見直しをしていくのか、ということが重要ではないかと思っています。そういうところについて、手話の条例や方針書に盛り込まれているのかなど、またはそういう見直すことなどを方針書に載せていくべきなのかどうかというのを、次回11月の検討委員会で確認していければと思ったところです。方針書はそういうことがわかるような内容だともっとわかりやすいものになっていくのではないかと思います。まずは、手話の条例や方針書がどのように見直しなどが進められているのかを、次回教えてもらえればと思います。

【金子委員長】

ありがとうございます。今の件については、事務局の方でどのようになっているのかを説明していただきたいと思っておりますし、教えていただくことで、委員としても方針書の内容を考えていきやすくなるのではないかと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日の協議時間も少なくなってきましたが、次回の検討委員会まで少し時間がありますので、各委員それぞれで方針書の内容を確認していただき、次回は手話についての説明を合わせながら方針書の内容について協議をしていきたいと思っております。そして、今日は条例の名前が決まりましたが、その背景にはそれぞれの想いが含まれた中で決まっていたという事をどこかで反映することができればということと、桑澤委員からの意見として、条例の名前の愛称の様なものがあるとよいのではないかとのご意見もいただいたところです。そういう部分も方針書の協議と合わせて考えていければと思います。最後に、方針書は皆さんからの意見が反映された内容になるものだと思いますので、足りない部分があれば次回ご意見をいただければと思います。

それでは協議の方はこれまでとし、進行を事務局の方へお返しします。

4. その他

【事務局：高井】

それでは最後にその他ということで、事務局よりお話しさせていただきます。まずは本日の会議について振り返りたいと思います。本日の会議では、条例案と提言書の最終確認をしていただき、それぞれ内容を確定いたしました。そして条例の名前については、皆さんのそれぞれの想いをお話しいただき、最終的に「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」に決定いたしました。また、方針書の案の確認にも入り、言葉の確認などのご意見をいただきました。次回ですが、市の方に提言書を提出すること、そして引き続き方針書の内容について確認していくこととなります。それと、桑澤委員からの条例の愛称なども考えていければと思いますので、何かご提案があればと思います。方針書の内容についても次回までに改めてご確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後に今日の感想などがあればお話しいただければと思います。

（発言等、特になし）

それでは、今日話された内容を事務局で整理しますので、また次回の会議でお話し合いしていただければと思います。次回の会議日程ですが、令和5年11月10日金曜日14時から、会場は同じくこちらで開催いたします。なお、後日、今回の議事録を皆さまにご確認いただきますので、よろしくお願いいたします。

5. 閉会

【事務局：高井】

以上をもちまして、令和5年度第4回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を終了します。長時間にわたり、ありがとうございました。

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和 5年10月23日

石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会

委員長 金子 浩治
